

平成 年 月 日

課
様

アニマルウエルフェア連絡会

人と動物との適切な関係等に関わる、愛護動物施策のご活躍に感謝申し上げます。

さて、先般よりお電話等でご相談させていただいた案件に関し、未だ継続されていることをうけまして、改善に向けたご配慮を、同封のプリント資料等に基づき、伏してお願い申し上げます。その後、複数の事業者による同様の事業形態が判明しました。

尚、現時点でこの案件に関わる経過情報などの公開をいたしておりません。また、なにがしかの改善策が行われる際には、かいつまんだ結果情報のみ伝達させていただく所存です。

また、万が一、住民生活侵害苦情対策などとして、ねこの駆除が継続して位置付けられる際には、動物が命あることに配慮するなどの、国民の精神あるいは行動を保護する目的で、一般市民などからのお願い文書などのご提示計画もやぶさかではありません。

その際には、適切な行政措置の推進に、お願い文書などをお役立ていただければ幸いですので、改めてご相談させていただきます。

ご多用の折、誠に恐縮ですが、同封の疑義教示のお願い書につきまして、主務所管様よりなにがしかのお返事をいただけますことをお願い申し上げます。

人と動物との調和のとれた共生社会を願う県民、市民、区民、国民の公益性に配慮された、適切な愛護動物施策の実行に向けて、何とぞよろしく願いいたします。

尚、別途お電話などでのお打ち合わせの必要な際には、大変お手数ですが電話兼用ファックスまでお知らせください。こちらから改めさせていただきます。

また、20 年 議会会議録に記録された、通称・地域ねこプランや、20 年に新聞報道された愛護動物施策などに関係し、具体的な地域ねこプランの実行体験などの多少のプリント参考資料などを、当会会員グループを介して郵送（勿論無償で対価も求めません。）できますので、ご遠慮なくご請求ください。

〒

殿

アニマルウエルフェア連絡会
共同代表世話人

貴所管におかれましては、法に準拠した愛護動物行政施策を、「動物が命あるものであることに鑑みて、人との共生に配慮される」などとする事態に係わる実行、あるいは執行におかれまして、日々御尽力の程、如何ばかりかとお察し申し上げますと共に、適切な愛護動物行政施策の推進に感謝申し上げます。

アニマルウエルフェア連絡会は、人と動物との適切な関係などの普及や啓発を目的に、市民草の根レベルでの情報連絡ネットワークとして活動を行っております。

(ホームページは、<http://www.dobutu.net>)

当会メンバーなどから、貴所管の事業者により、愛護動物の駆除が行われており、当該事業に行政なども関わっているらしい、などの疑義の問い合わせ、乃至は事態の改善を望む要請が頻繁です。

法令などに基づいて、行政施策や措置、指導等の行われることをうけた、主な疑義の内容は、ねこの致死処分あるいは可罰的違法行為(愛護動物遺棄及び衰弱虐待或いは殺傷)などを、民間事業とするにあたり、行政施設を使うなどやそのほかの行政のほう助を受けられる、行政側の根拠となる法令等を具体的に教示願いたく、別紙次頁2について、何がしかのお返事をお願いいたします。

他の自治体等の参考事例では、裁量権等に配慮しても、愛護動物の駆除に関わる法的な根拠が困難なため、同様の事態において、係る措置を行えないとしていることに基づきます。

このため、ねこ駆除事業の廃止などにご配慮を賜りたくお願い申し上げますと共に、駆除に代る防除措置の実行などについて、当ネットワークメンバーの専門的な者などより改めてご案内させていただくこともできますので、資料などをご請求ください。

以上

平成 年 月 日付

ねこ駆除事業、疑義教示のお願い No.001号 頁1についての

疑義に関する照会の内容

- 1 可罰的違法行為と判断される恐れのある事業を、公益性のある事業などとして行える理由を教えてください。
- 2 前項(1)の事業に、行政などがほう助できる根拠となる法令など(法律条例などを含む)、あるいは措置要綱などのあるときは、その根拠法を教えてください。
- 3 可罰的違法行為と判断される恐れのある事業と認められた際に、貴所管などから、事業者に対して、該当事業の継続の停止などを求められるか否か教えてください。
- 4 前項(3)において、事業の停止の求め、あるいは事業を認められない旨の伝達のできないとされる場合についてのみ、その合理的な理由を教えてください。

疑義の根拠とされる資料などを頁3以降に添付させていただきました。

大変お手数ですが、ご回答は下記にご記入いただき、この用紙をファクシミリにてご返信願えるとありがたい限りです。理由等のない場合は「なし」としてください。

ご返信Fax.番号

アニマルウエルフェア連絡会行

平成 年 月 日

ご回答者様

疑義に関する照会の回答

1

2

3

4

他 駆除に代る防除措置の、実行資料の請求を する / しない

平成 年 月 日付

ねこ駆除事業、疑義教示のお願い No.001号 頁2 についての

疑義の根拠とされる添付資料など

添付資料(1)

事業者の一部の広報物プリント。伝聞情報では、このほかに 市 区、同 区に所在する別途事業者が知られています。広報プリントに動物管理センターの関わりが明示されていることをうけて、行政のほう助事業とされます。

同(2) 箱罌は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律において、許認可及び使用時の態様等について規則されており、生活環境にいるねこを狩猟鳥獣とする根拠もありません。

また当該資料2は、動物の愛護及び管理に関する法律の制定以前の所管内文書です。動物愛護法の制定以後は、同法に準拠し、畜養動物の家ねこが徘徊しないための、飼い主等に対する措置を、地域行政において実行可能になっており、徘徊するねこの発生する事態を「行政不作為」に起因する、などとされることもあります。

同(3)及び(4-1と2) 旧動物管理法当時の所管内文書です。資料3の回答2項の「虐待」は、改正法により「殺傷」乃至は「衰弱虐待」各々の可罰的違法行為とされ、資料3は「殺傷犯罪」についての回答です。

資料4の1と2については「衰弱虐待」についての回答です。動物愛護管理法により、所有或いは占有者の定まらないねこを、一時的であれ保管する者に準用されると判断されます。

同法による可罰的違法行為の「遺棄犯罪」については、外のねこを一時保管し、他の地域に放置した者に対して「遺棄違反」により書類送検した事例もあります。

同(4) 当該資料の通知第2項に注目されます。

致死処分施設建設の根拠法は、狂犬病の撲滅を目的とした狂犬病予防法にあり、動物愛護管理法では、同施設の設置を、余剰愛護動物と位置付けられる動物の処分を目的にしていません。

また国会の付帯決議でも「犬及びねこの引取りについては、飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるものであり、今後の飼い主責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りのあり方等につき、更なる検討を行うこと。」とされています。

また、遺失物や拾得物を所管する警察や、アニマルレスキューを所管する消防などからの、所有者の判明しない犬やねこの引取り依頼については、生存の機会を与えるように努めなければならないとされ、事前に駆除や致死処分を目的とする引取りは法に準拠しません。

遺失物や拾得物とされる際には遺失物法等により、離脱有体物の所有権等の判断を目的に、保管期間の定めもあります。

ねこの駆除を目的とする引取りの条件として、現在貴所管担当が指導している、「引取り申請者から警察に対する電話連絡等の措置」は、法に準拠した措置と判断され難く、可罰的違法行為のほう助と判断することが容易です。

また、教示のお願いとは異なりますが、市内の各区において、法による愛護動物所管のおかれていない事態に関わる疑義もありますので、ご担当職員をおくことなどについて、ご配慮をいただくと幸いです。